

11 月度 <第 19 回>

会長の時間

平成 25 年 11 月 21 日

【ロータリー財団月間】

今月は、「ロータリー財団月間」ですので、若干、財団に関する話をさせていただきます。

まず、ロータリー財団の正式名称は、国際ロータリーの「ロータリー財団」です。

この委員会の目的は、ロータリー財団に対するクラブレベルの寄付を推奨し、また、財団の活動を広報する事です。ロータリー財団は、人道的、教育的プログラムを通じて「世界理解と平和の達成に掲げ、RI 細則の規定により設立・運営されます。しかし、法的にはアメリカ イリノイ州の法律に従う 1 非営利財団に過ぎません。ロータリー財団への寄付金に対する税法、その他の考えが多少日本と異なる点があるのはそのためです。

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済する事を通じて、世界理解・親善・平和を達成できるようにすることです。財団への支援を通じて、ロータリアンは、人々の生活向上に貢献する力を得る事が出来ます。

クラブ内における財団委員会の仕事は 2 つの全く異なった面を持ちます。財団支援、すなわち、財団の寄付を募ることと、その資金を活用して財団プログラムの参加することです。

また、ロータリー財団は誰のためにあり、何故ロータリー財団が必要なのでしょう！そしてロータリー財団のプログラムと資金調達と運営が、どうして誤解されるのでしょうか！

ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って「ロータリー財団管理委員会」が人道的、教育的目的のためだけに運営するものです。(手続要覧・国際ロータリー細則第 22 条ロータリー財団 22.010)

結果、ロータリー財団を構成する法人会員は国際ロータリーのみです。

<財団資金の目的と収入と資産の用途>…は？

1983 年の法人設立定款に、ロータリー財団の「目的」と「収入と資産の用途」に関する具体的情報が記載されています。

…ほんの一部をご紹介します。…

◇当法人の資産または純収益の一部といえども当法人の理事、管理委員会または役員、私人の利益に帰してはならないものとする。

◇当法人は活動の一部といえども立法に影響を及ぼそうとする宣伝、その他を行うものではない。当法人は公職の候補者に代わって政治的なキャンペーン（声明の発表・配布等含む）に参加してはならない。

また、ロータリー財団の「使命」は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的・教育的・文化交流プログラムを通じて「ロータリーの綱領」と「ロータリーの使命」を遂行し、かつ、「世界理解」と「平和」を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することにあります。具体的には、RI理事会とロータリー財団管理委員会が、人道的プログラム、教育的プログラム、ポリオプラスプログラムを完遂するための支援となります。

また、国際的活動に新たに地域レベル、全国レベルの活動が加わり、ロータリー財団の活動の基盤と範囲が広がっています。

その為には、お一人一人のロータリアンがロータリークラブに所属しているのを誇りに思う事です。そして、ロータリー財団に毎年寄付をする事はロータリアンが抱いている「愛」「献身」「信頼」への誇りです。

どうか、会員の皆様もこの所に温かいご理解を賜り、今後共、ロータリー財団に対し、ご寄付をお願い申し上げ、会長の時間とさせていただきます。

…本日もロータリーライフをお楽しみ下さい。…